



## 空き家の適正な管理をお願いします

問 消防防災課

空き家の所有者になる理由として、最も多いのは「相続」です。親族が亡くなり、住居を相続した結果、空き家を所有することになるケースが多く、「空き家問題」はだれにとっても身近な問題です。

空き家の所有者は、「空き家を適正に管理しなければならない」と法律で定められており、かわら等の落下、建物や塀の倒壊などで、通行人等が怪我を負った場合には、損害賠償を問われることもあります。

### 空き家を適正に管理しましょう！

- 空き家の状態を確認しましょう**  
 これから気温が高くなると、雑草の繁茂や毛虫の発生、庭木の枝の越境等が増えます。適正管理を怠ると、ご近所トラブルに繋がります。繁茂期を迎える前に除草や剪定を実施しましょう。
- 定期的な建物のメンテナンスを行いましょ**  
 建物は人が住まなくなると傷みが早くなります。定期的な換気や通水、破損個所の早期修繕が重要です。利用予定のない建物は、賃貸・売却による利活用や取壊しの検討など、今後の計画を立てましょう。
- 連絡先を伝えておきましょう**  
 所有者が遠方にお住まいの場合や福祉施設等に入所する場合は、ご近所や自治会に連絡先を伝えておくなど、問題が発生した際に、直ぐに対応できるようにしましょう。

### 空き家を発生させないために

- 建物の登記を確認し、必要な手続きをしましょう**  
 相続登記をせずに長期間放置すると、相続人が増えてしまい、手続きが困難になったり、相続の際に、相続人同士で揉め事に発展することがあります。
- 建物の将来について話し合いましょ**  
 現在お住まいの建物は、居住者が亡くなった後、誰が相続し、管理するのかなど、相続や遺言等について話し合っておくことも大切です。
- 専門家に相談しましょ**  
 登記等については司法書士、売買等については不動産屋など専門家に相談すると安心です。消防防災課では「近所の空き家で困っていることがある」「除草業者や解体業者などに心当たりがない」など、空き家に関する相談を受け付けています。

### 適正な管理をしないと特定空き家に・・・

危険が見られる空き家や周囲に著しい影響を及ぼしている空き家を「特定空き家等」に認定し、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいた措置を実施していきます。



勧告を受けた場合は、固定資産税の住宅用地特例が対象外となり、空き家が所在する土地の固定資産税額が大きく上昇することがあります。

命令を受けても改善が見られない場合は、50万円以下の過料が課せられます。

また、行政代執行に要した費用は、所有者が支払うこととなり、立入調査を拒否した場合は、20万円以下の過料が課せられます。

## 5/21(日) 花とふれあいまつり・Eボート大会

## 5/28(日) 小貝川フラワーフェスティバル



5月21日は花とふれあいまつり・Eボート大会、5月28日は小貝川フラワーフェスティバルが開催されました。

どちらも4年ぶりの通常開催となり、多くの来場者が訪れ、色鮮やかなポピーが咲く中で、さまざまな催しを楽しみました。



## 5/27(土) 小学校運動会・中学校体育祭

上妻小学校・宗道小学校  
東部中学校

5月20日は中学校体育祭、5月27日は小学校運動会が開催されました。真剣に競い合う競技や、親子で参加する借り物競争など、さまざまなプログラムに会場は盛り上がり、子どもたちのはじける笑顔が輝いていました。

